



# 山形県公報

平成20年2月8日(金)  
第1915号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                                |                     |
|------------------------------------------------|---------------------|
| やまがた緑環境憲章及び県民みんなで支える新たな森づくりシンボルマークの<br>制定..... | (みどり自然課) ...145     |
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....                         | (健康福祉企画課) ...146    |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....                      | ( 同 ) ... 同         |
| 生活保護法による指定施術機関の指定.....                         | ( 同 ) ...147        |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....                         | ( 同 ) ... 同         |
| 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....                      | ( 同 ) ... 同         |
| 生活保護法による指定介護機関の変更の届出.....                      | ( 同 ) ... 同         |
| 指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定の更新.....                | (産業政策課) ...148      |
| 建設業者に対する営業停止の処分.....                           | (庄内総合支庁建設総務課) ... 同 |

### 人事委員会関係

#### 規 則

|                                                     |     |
|-----------------------------------------------------|-----|
| 山形県人事委員会規則4 - 7 (一般職の任期付研究員の採用等に関する規則)の一部を改正する規則... | 149 |
| 山形県人事委員会規則6 - 1 (職員の勤務時間に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則..... | 同   |
| 山形県人事委員会規則6 - 3 (職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則... | 同   |

### 公 告

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 県営住宅入居者の一般公募..... | (最上総合支庁建築課) ...151 |
| 一般競争入札の公告.....    | (出納局) ...154       |

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第111号

やまがた緑環境憲章及び県民みんなで支える新たな森づくりシンボルマークを次のとおり制定した。

平成20年2月8日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 やまがた緑環境憲章

##### やまがた緑環境憲章

- 県民みんなで支える新たな森づくり -

森は、先人からの贈りものであると同時に、未来の世代からの預かりものです。

これまで、私たちは、森や自然の恵みに感謝し、「草木塔」にみられるような自然との共生の文化を生み、多くの命と共存してきました。

森は、私たちの暮らしを災害から守るとともに、豊かな水を育み、母なる川「最上川」の流れとなり、海につながります。また、森には、地球の温暖化を防止する大切な役割もあります。

将来、私たちの暮らしが変わっても、森との関わりを保ち、森の働きを守り続けることが大切です。

私たちは、今、森からの恩恵を受けるのみではなく、一人ひとりが森と共に生きていることや、木を活かす暮ら

しの大切さを改めて理解し、行動を起こす必要があります。

私たちは、やまがたの美しい豊かな森や自然を未来の子ども達に引き継ぐためにも、県民みんなで支える新たな森づくりを進めることを誓い、「やまがた緑環境憲章」を制定します。

私たちは、

- 1 暮らしや環境を守るため、豊かな森づくりを進めます。
- 2 森や木の文化を見つめ直し、暮らしの中に木を活かします。
- 3 一人ひとりの力を活かし、森づくりの輪を広げます。
- 4 森や自然の大切さを学び、森との絆を深めます。
- 5 みんなで森づくりを支え、かけがえのない森を未来に贈ります。

## 2 県民みんなで支える新たな森づくりシンボルマーク



明るい黄赤

つよい紫みの青

その他の部分は、あざやかな黄みの緑

色は、JIS Z 8102に規定する系統色名による。

## 3 制定日 平成20年1月10日

### 山形県告示第112号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成20年2月8日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地        | 指定年月日    |
|-----------|-------------------|----------|
| 加藤歯科医院    | 南陽市宮内3509番地1      | 平成20.1.1 |
| 樋口歯科医院    | 東置賜郡川西町大字小松1751番地 | 同        |
| かわばた薬局    | 鶴岡市本町一丁目6番37号     | 同 1.4    |

### 山形県告示第113号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年2月8日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地        | 廃止年月日      |
|-----------|-------------------|------------|
| 樋口歯科医院    | 東置賜郡川西町大字小松1751番地 | 平成19.10.25 |
| 樋口歯科萩生分院  | 西置賜郡飯豊町大字萩生885番地  | 同          |
| 加藤歯科医院    | 南陽市宮内3509番地1      | 同 12.31    |

山形県告示第114号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条第(55条において準用する同法第49条)の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成20年2月8日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定施術機関の名称 | 開設者   | 指定施術機関の所在地 | 指定年月日      |
|-----------|-------|------------|------------|
| 富 樫 接 骨 院 | 富 樫 博 | 鶴岡市泉町8番1号  | 平成20. 1. 9 |

山形県告示第115号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成20年2月8日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の名称      | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の所在地 | 指定年月日      |
|---------------------------|---------------|-----------------------|------------|
| 健楽園居宅介護支援センターみはら          | 居 宅 介 護 支 援   | 鶴岡市美原町3番7号            | 平成20. 1. 4 |
| 医療法人社団みゆき会 認知症対応型通所介護なでしこ | 認知所対応型通所介護    | 西村山郡河北町大字溝延字本丸8番地1    | 同 1.16     |

山形県告示第116号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年2月8日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の名称 | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の所在地 | 廃止年月日      |
|----------------------|---------------|-----------------------|------------|
| オ ー ク ラ ン ド ホ ー ム    | 居 宅 介 護 支 援   | 山形市南原町三丁目20番26号       | 平成19.11.30 |

山形県告示第117号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年2月8日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

デイサービスことばの泉  
米沢市窪田町窪田曲橋1236番地5

- (2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称    |             | 変更年月日       |
|--------------|-------------|-------------|
| 変更前          | 変更後         |             |
| デイサービス「言葉の泉」 | デイサービスことばの泉 | 平成19. 9. 10 |

## 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

デイサービスことばの泉  
米沢市窪田町窪田曲橋1236番地5

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称    |                   | 変更年月日      |
|--------------|-------------------|------------|
| 変更前          | 変更後               |            |
| 米沢市中田町751番地1 | 米沢市窪田町窪田曲橋1236番地5 | 平成19. 9.10 |

## 山形県告示第118号

計量法(平成4年法律第51号)第28条の2及び第121条第2項において準用する第28条の2の規定により、指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定を次のとおり更新した。

平成20年2月8日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の名称 | 所在地          | 更新年月日     |
|-------------------------|--------------|-----------|
| 社団法人山形県計量協会             | 山形市松栄二丁目2番1号 | 平成20年2月5日 |

## 山形県告示第119号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成20年2月8日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 処分をした年月日

平成20年1月28日

## 2 処分を受けた者

- (1) 商号 マキタ建設株式会社
- (2) 主たる営業所の所在地 酒田市浜田一丁目6番28号
- (3) 代表者の氏名 榎田 一明
- (4) 許可番号 山形県知事許可(特-18)第701712号

## 3 処分の内容

建築工事業に関する営業のうち、民間工事について、平成20年2月11日から同年3月23日までの42日間の営業の停止

## 4 処分の原因となった事実

- (1) マキタ建設株式会社が、宗教法人青林寺発注の本堂新築工事(建築一式工事)及び宗教法人常照寺発注の本堂・客殿・庫裏新築工事(建築一式工事)(以下これらを「本件工事」という。)において、監理技術者を設置しなかったことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。
- (2) マキタ建設株式会社が本件工事において、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなかったことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。
- (3) マキタ建設株式会社が本件工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結したことは、建設業法第28条第1項第6号に該当する。

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則4-7(一般職の任期付研究員の採用等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年2月8日

山形県人事委員会  
委員長 小野 勝

第10条に次の1項を加える。

- 2 山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号)第21条の規定により読み替えられた条例第8条第2項の人事委員会規則で定める時間帯は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により承認を受けた同条第1項に規定する育児短時間勤務の内容に従った時間帯(職員の勤務時間に関する条例(昭和26年10月県条例第44号)第3条に規定する休憩時間の時間帯を除く。)とする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則6-1(職員の勤務時間に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年2月8日

山形県人事委員会  
委員長 小野 勝

第2条中「条例第2条第2項に規定する再任用短時間勤務職員」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員」に改める。

第6条に次の2項を加える。

- 2 山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。)第17条(育児休業条例第25条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により読み替えられた条例第4条の2第1項の人事委員会規則で定める場合は、前項に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命じることができない場合とする。
- 3 育児休業条例第17条の規定により読み替えられた条例第4条の2第2項の人事委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則6-3(職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年2月8日

山形県人事委員会  
委員長 小野 勝

第3条第1項中「第4条第1項第1号の」を「第4条第1項第1号(山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。)第18条又は第30条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。)の」に、「掲げる日数」を「掲げる日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 斉一型短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。))

の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)のうち、1週間ごとの勤務日(職員の勤務時間に関する条例(昭和26年10月県条例第44号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項から第5項まで

の規定により勤務が割り振られた日をいう。以下同じ。)の日数及び勤務日ごとの勤務時間数が同一であるものをいう。以下同じ。)20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

- (2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。)

160時間に勤務時間条例第2条第1項又は第2項の規定(育児休業条例第17条又は第29条により読み替えて適用する場合を含む。)に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間(4週間ごとの勤務時間を4週間ごとの勤務日数で除して得た時間(1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)。以下「1日当たりの平均勤務時間」という。)を1日として日に換算して得た日数

第3条第2項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)」を「及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「再任用職員又は任期付短時間勤務職員」に改め、同条第5項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条第6項第1号を次のように改める。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数

イ 当該年の初日に職員となった場合 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあつては、20日)を加えて得た日数

ロ 当該年の初日後に職員となった場合 アの日数から職員となつた日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

第3条第6項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える「(2) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数

第3条の次に次の1条を加える

第3条の2 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては条例第4条第1項第1号又は第2号に掲げる日数(以下この項において「付与日数」という。)同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数(以下この項において「繰越日数」という。)を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は20日とする。以下この項において「調整後の付与日数」という。)に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる調整後の付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。)に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務(以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。)を終える場合 勤務形態の変更後における1週間

- の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率
- (2) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務(以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- 2 前項の規定により年次有給休暇の日数を算定した場合において、直近の勤務形態の変更の日における年次有給休暇の日数が当該変更の日の前日における年次有給休暇の日数を下回る場合は、前項の規定にかかわらず、当該変更の日の前日における年次有給休暇の日数とする。
- 第6条に次の1項を加える
- 2 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。
- (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 8時間
- (2) 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数
- イ 育児休業法第10条第1項第1号 4時間
- ロ 育児休業法第10条第1項第2号 5時間
- ハ 育児休業法第10条第1項第3号 8時間
- ニ 育児休業法第10条第1項第4号 1日当たりの平均勤務時間
- (3) 斉一型短時間勤務職員(前号に掲げる職員のうち斉一型短時間勤務職員を除く。) 勤務日ごとの勤務時間の時間数(1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)
- (4) 不斉一型短時間勤務職員(第2号に掲げる職員のうち不斉一型短時間勤務職員を除く。) 1日当たりの平均勤務時間の時間数
- 第7条中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。
- 附 則
- この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 公 告

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成20年2月8日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称                          | 所在地              | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                        |                                        |                                        | 敷金          | 摘要          |                                        |
|-----------------------------|------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|-------------|-------------|----------------------------------------|
|                             |                  | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 |
| 県営三苦町アバ<br>ート2号棟(246<br>号室) | 新庄市金沢1612<br>- 2 | 3DK  | 54.6                          | 1    | 一般用 | 12,900<br>円             | 15,700<br>円                            | 18,500<br>円                            | 21,400<br>円                            | 26,200<br>円 | 29,300<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額               |



(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度

が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成20年2月14日(木)~同月20日(木)まで(ただし、郵送の場合は、平成20年2月20日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター(最上事務所)

## 5 入居の時期 平成20年4月初旬

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県広報誌「県民のあゆみ」の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年2月8日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
- (2) 日 時 平成20年3月21日(金) 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量  
山形県広報誌「県民のあゆみ」  
年間予定数量 2,422,200部(年6回発行)
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結日から平成21年3月31日まで
- (4) 納入期限及び納入場所 各発行号ごとに入札説明書により指定する。
- (5) 入札方法 1部当たりの単価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。
- (6) 予定価格 16.36円(消費税及び地方消費税を含まない。)

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 平成20年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成20年1月29日付け県公報第1912号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2720

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

入札価格が山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書を平成20年3月7日(金)午後1時まで山形県出納局経理課調達担当に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については、入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Yamagata Prefectural Public Relations Magazine "Steps Forward" ("Kenmin no ayumi ") Quantity : approximately 2,422,200 copies yearly
- (2) Time-limit for tender : 10:00A.M., March 21, 2008
- (3) Contact point for the notice : Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2720

| 発行年月日       | 県公報<br>番号 | ページ | 正 誤   |       | 正     |
|-------------|-----------|-----|-------|-------|-------|
|             |           |     | 行     | 誤     |       |
| 平成18. 3. 28 | 第1728号    | 410 | 下から 5 | 山下沢   | 出口沢   |
| 平成20. 2. 1  | 第1913号    | 129 | 11    | 山形市役所 | 東根市役所 |

平成20年2月8日印刷  
平成20年2月8日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056